

新十津川町地域公共交通総合連携計画

平成21年3月（当初）

平成23年3月（変更）

新 十 津 川 町

この計画は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条に基づいて設置された新十津川町地域公共交通活性化協議会における協議を経て、同法第5条による地域公共交通総合連携計画として新十津川町が作成したものである。

1. 地域公共交通の活性化及び再生の総合的かつ一体的な推進に関する基本的な方針

地域公共交通に関するニーズや課題		公共交通の位置づけと役割	活性化・再生を通じた今後の地域のあるべき姿と基本方針
<p>(1) 新十津川町中心市街地と郊外部を連絡する地域公共交通の構築</p>	<p>●まちな都市構造に配慮した公共交通体系づくりが必要である 新十津川町は後背を豊かな自然を有する森林地帯、肥沃な土地資源に恵まれた平地部にはまちな基幹産業である田園が広がる農村地帯、そして扇状の行政区域の要に中心市街地が位置する構造となっている。</p>	<p><位置づけ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 郊外及び市街地縁辺部と中心市街地の連絡 <p><役割></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 路線バスを使って日常的な移動を行う住民の内、新十津川中心部と郊外部を連絡する特定多数、特定少数の輸送 ・ 福祉バス（買物通院送迎）を使って通院、買物などの日常交通を行う、自家用車に頼ることができない特定多数、特定少数のお年寄りの輸送 	<p>■基本方針 A. 日常交通面で安心できる郊外部等生活環境の確保</p> <p><あるべき姿></p> <p>●高齢者にも優しい公共交通</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢化率の高い地域の実情に対応した特定多数、特定少数の輸送形態として、新十津川町ならではのデマンド型交通（新十津川型デマンド交通）を一部採用することにより、高齢者など交通弱者にも利便性の高い移動手段を確保していく。 <p>●日常交通面での安心</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記により、新十津川町の基幹産業である農業を営んでいる郊外住民等にとって、車を運転しづらい年齢層に至っても、日常交通面で安心して暮らすことのできる生活環境を確保していく。
	<p>●郊外では大量輸送機関による輸送が成り立たない状況である 基幹産業である農業が営まれている農村集落では高齢化の進行が著しく、公共交通に頼らざるを得ない住民層が広範囲に分散し、郊外部の路線バス乗車人数が最大で7名の利用となるなど、人口密度の低さとモータリゼーションの進展から、従来の路線バスなど大量輸送機関による輸送では、採算性が成り立たない状況となっている。</p>		
	<p>●多数の送迎交通手段があるものの、日常交通が不便な状況である 路線バス以外にも様々な無償の送迎サービスが重複しながら運行され、採算性の悪化に一層の拍車を掛けている状況となっている。路線バス、送迎事業者、新十津川町が負担する公共交通、送迎サービス合計費用は、年間1億円弱となっているものの、車を自由に利用することができない住民層の6割以上が、現在の路線バス運行について、本数の少なさや個々の都合にダイヤが合わないことを理由により、日常交通に不便さを感じている状況となっている。</p>		
	<p>●商店街活性化など中心市街地のまちづくりに配慮した公共交通の体系を検討していくことが必要である 住民アンケート調査における交通移動実態では、郊外の行政区全てと市街地が強く結びついている状況となっている。また、中心市街地では様々な公共施設が集約するとともに、平成21年度の小学校統合、花月市街地における商業施設の閉鎖などから、その求心力が一層、強まることが予想される。一方、商店街では滝川市等への消費範囲の拡大などによる空洞化が進んでいる状況となっており、郊外部から直接滝川市にアクセスできる公共交通の形態ではまちな中心部を通過するため、商店街活性化など中心市街地のまちづくりに配慮した公共交通体系の検討が必要である。</p>		
	<p>●デマンド型交通の慎重な検討が必要である 実態調査におけるデマンド型交通に対する住民意識は、郊外部において路線バスを利用している住民層、運転に不安を感じてきている住民層、スクールバスを使っている児童生徒の保護者及び福祉バスを利用している高齢者などの住民層から概ね認めらつつも、町内だけでの運行では日常交通の不便さは拭えないとの意見が多い。</p>		
	<p>●新十津川町ならではの輸送方法と協力関係づくりが必要である 上記のことから、従来の不特定多数の輸送に優れている大量輸送機関としての路線バス輸送から脱却した、特定多数、あるいは、特定少数の輸送（新十津川型デマンド交通）により、中心市街地を要とした郊外を方面別に面的に運行する公共交通を、慎重に検討することが必要である。また、このような公共交通を住民、行政や民間企業を含めた送迎事業者及び行政の協力により実現していくことが必要である。</p>		
<p>(2) 中空知圏域核と新十津川町中心市街地の連携を強化する公共交通の検討</p>	<p>●中空知圏の求心力を高める 新十津川町都市計画マスタープランでは、滝川市の中空知圏域核と新十津川町中心市街地を環状にネットワークする地域交流環状軸が配置され、互いの連携を強化することにより中空知圏の求心力を高めていくことが考えられている。</p>	<p><位置づけ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新十津川町中心市街地と滝川市中心部を連絡する路線バス ・ 新十津川町中心市街地と滝川市中心部の連絡を補完し、かつ、雨竜、北竜方面、浦臼方面を連絡する路線バス <p><役割></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 路線バスを使って日常的な移動を行う住民の内、新十津川市街地と滝川中心部、雨竜北竜方面及び浦臼方面を連絡する不特定多数の輸送 	<p>■基本方針 C. 中心市街地活性化に寄与</p> <p><あるべき姿></p> <p>●まち中のにぎわいづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新十津川町中心市街地を運行する路線バス、新十津川町郊外部を連絡する新たな公共交通の交通結節点を確保し、中心部に人がたまる仕掛けづくりを行うことにより、中心市街地のにぎわいづくりに寄与していく。 <p>●中心市街地活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ にぎわいを地元商業者が活用することにより、中心商店街活性化につなげていく。
	<p>●路線バス便数の多さが十分に活かされていない 現状の公共交通体系は、石狩川橋を通過する滝川浦臼線やふるさと公園線、総進線などと滝新橋を通過する滝新線により、1日72便のバス路線が確保されている。しかし、住民アンケート調査における路線バスの改善要望からは、市街地に住んでいる住民層の6割以上の方が路線バス増便を要望しており、平均25分間隔によるバス運行の利便性が最大限活かされていない状況である。</p>		
	<p>●交通結節点が不明確な状況である まちな中心部に鉄道駅や駅前広場が配置され、各方面を連絡する路線バスが運行するなど、様々な交通手段へ乗継ぐことができる交通拠点が配置されていることが望ましい姿であるが、JR新十津川駅は1日3往復と列車本数が少なく、かつ、まちな中心部からやや離れているため、中心市街地にわかりやすい交通結節点機能が形成されていない状況である。</p>		
	<p>●中心部に集めた利用者を円滑に滝川市へ輸送することが必要である (1)に示すように中心市街地を要とする地域公共交通の構築により、石狩川橋を通過する市町村単独路線の統合による連絡性の低下が懸念されることから、今後は、郊外と中心市街地を面的に連絡する地域公共交通により集めた住民を、できるだけ円滑に滝川市へと輸送する方法の検討が必要である。</p>		
	<p>●冬でも快適な交通結節点が必要である 概ね現行程度の路線バス便数の確保と、中心市街地と滝川市中心部を結ぶ路線バスや、郊外を結ぶ公共交通などがアクセスする交通結節点を、まちな中心部に位置づけることが必要である。交通結節点は、冬でも快適な待合いスペースが確保された乗継ぎ空間とすることで、路線バスの利用者増とまちな人が溜まる仕掛けづくりが可能と考えられる。</p>		
	<p>●その他、生活交通路線の維持 滝川浦臼線、滝川北竜線については、新十津川町内だけでなく浦臼町、北竜町、雨竜町住民の大切な日常の交通手段となっているため、今後とも維持に努めるとともに、関係市町村等の動向を見定めいくことが必要である。</p>		

2. 計画の区域

本連携計画は、新十津川町全域を計画区域とする。

図 区域図



3. 計画の目標

地域公共交通の活性化及び再生を図るためには、地域の関係者が総合的かつ一体的に施策を推進する必要がある。このため、基本方針に基づき計画の目標を設定し、関係者間で共通認識を図るものとする。

基本方針	計 画 の 目 標
A. 安心できる 郊外部等生 活環境の確 保	<p>乗合タクシー、路線バス及び福祉バスにより、安心できる郊外部等生活環境を確保する。</p> <p>(1) 乗合タクシーの運行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・路線バス総進線運行が運行する「徳富・総進方面」において、お年寄りにやさしい自宅前送迎が可能な乗合タクシーを運行 <p>(2) 新規バス路線の創設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・路線バス上総進とふるさと公園線が運行する「上総進方面」において、運行コスト削減の観点から両バス路線を総合して新たな上総進線を創設 <p>(3) 福祉バスの運行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「大和方面」及び「花月・弥生方面」は、現行の福祉バスを維持
B. 利便性の高 さを実感で きる市街地 部生活環境 の確保	<p>生活交通路線及び市町村単独路線を維持することにより、利便性の高さを実感できる市街地部生活環境を確保する。</p> <p>(1) 生活交通路線の維持</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活交通路線、準生活交通路線として、滝新線、滝川浦臼線及び滝川北竜線の維持 <p>(2) 市町村単独路線の維持</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村単独補助路線として、花月砂川線、新たに創設する新上総進線の維持
C. 中心市街地 活性化に寄 与	<p>まち中の賑わいづくりに寄与する。</p> <p>(1) 乗合タクシー待合い空間の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新十津川町役場や商業施設などに乗合タクシー待合スペースを確保し、まち中の賑わいづくりに寄与

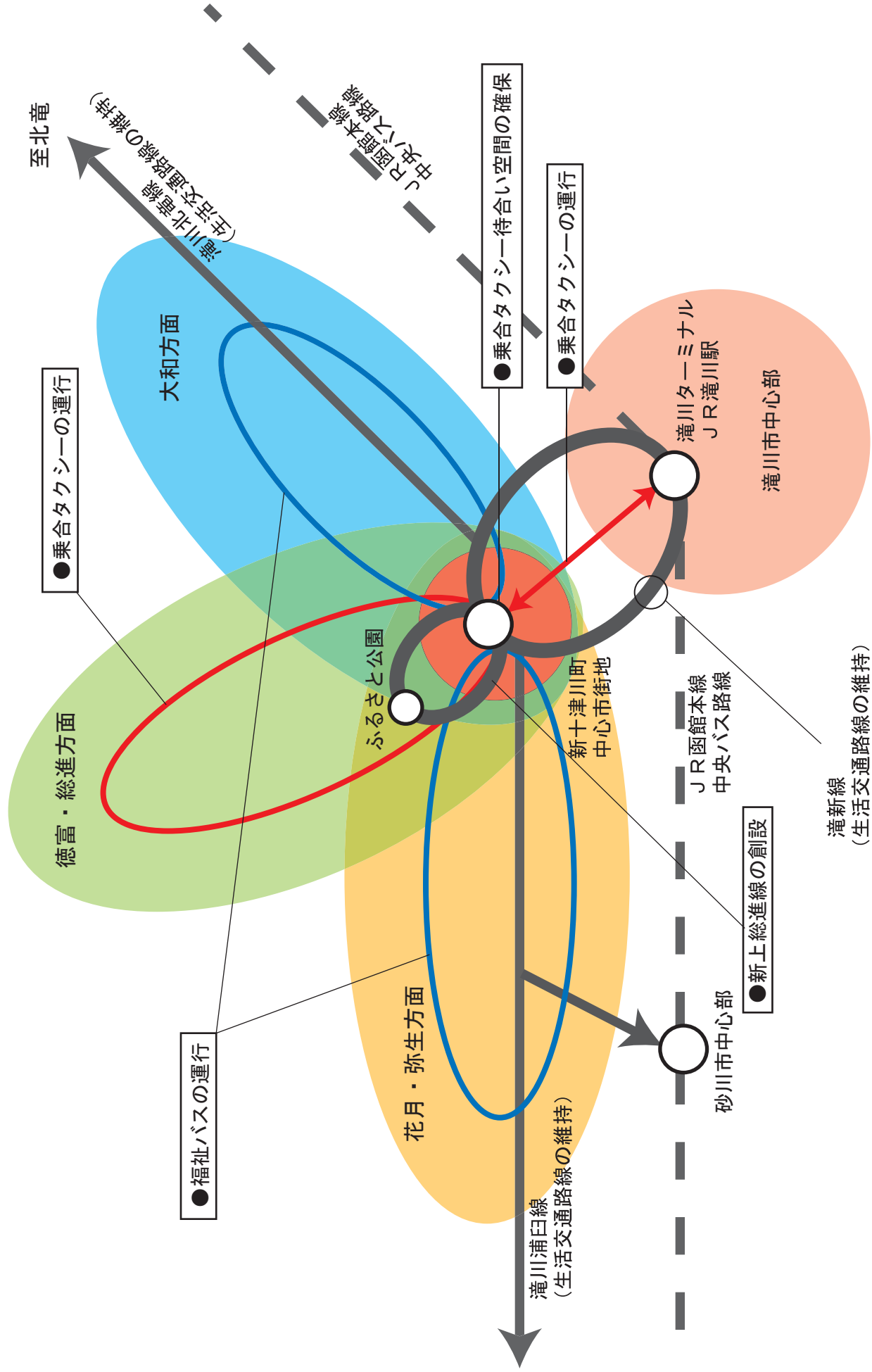
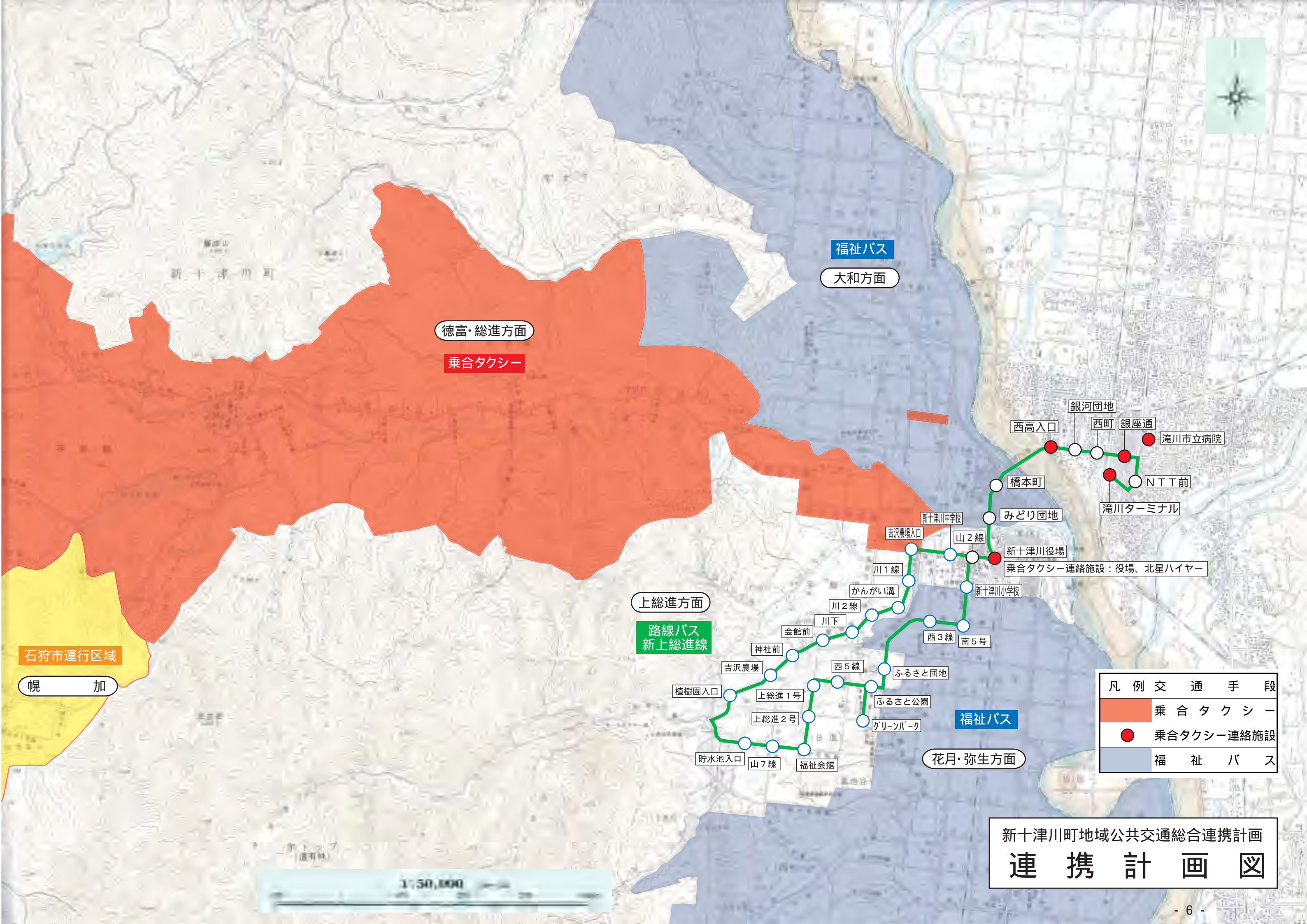


図 計画の目標

4. 目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項

計画の目標	目標を達成するために行う事業	事業の実施主体
A. (1) 乗合タクシーの運行	①乗合タクシーの運行 ・「徳富・総進方面」と新十津川町中心部、あるいは、滝川市中心部の主要な公共施設間での乗合タクシーによる直接運行を実施 ・運行便数は、現行路線バス便数を確保	町内交通事業者、地域公共交通活性化協議会
	②公共交通パンフレットの作成 ・乗合タクシー利用者用のパンフレットの作成（利用方法、運行内容、アクセス施設内容、運行時刻など）	地域公共交通活性化協議会
A. (2) 新規バス路線の創設	②新規路線バスの運行 ・現行の上総進線とふるさと公園線を統合し、新上総進線を運行 ・運行便数は、上総進線3往復とふるさと公園線4往復から、5往復路線に再編	北海道中央バス(株)
A. (3) 福祉バスの運行維持	③福祉バスの運行 ・「大和方面」及び「花月弥生方面」において現行の福祉バスを維持 ・運行便数は、1週間に1日で、1日2往復を運行	新十津川町
B. (1) 生活交通路線の維持	①生活交通路線など3路線の維持 ・生活交通路線、準生活交通路線として、滝新線、滝川浦白線及び滝川北竜線の維持	北海道中央バス(株)、新十津川町など
B. (2) 市町村単独路線の維持	①市町村単独路線2路線の維持 ・市町村単独路線である花月砂川線、新上総進線の維持	北海道中央バス(株)、新十津川町など
C. (1) 乗合タクシー待合い空間	①待合い空間の確保 ・冬でも快適な待合い空間として、新十津川町役場ロビーや商業施設を活用	新十津川町、商工会



石狩市運行区域

幌 加

徳富・総進方面

乗合タクシー

福祉バス

大和方面

上総進方面

路線バス
新上総進線

福祉バス

花月・弥生方面

凡例	交通手段
	乗合タクシー
	乗合タクシー連絡施設
	福祉バス

新十津川町地域公共交通総合連携計画
連携計画図



5. 計画期間及び各種事業実施スケジュール

本連携計画は、平成21年度から5年間で計画期間とする。なお、具体的な内容は、平成21年度、22年度の各々の実証実験を踏まえ改善化を図り、平成23年度の実証運行を経て平成24年度の本格運行を目指す。また、本格運行後の2ヶ年についても、実施体制づくりや運行内容等の検証と改善を実施する。

図 各事業実施スケジュール

項 目	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度 と 平成25年度
	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	
A. (1) 新たな公共交通の構築	実証運行準備	実証実験1（無償運送） 1, 2ヶ月を2回	実証運行準備	実証実験2（有償運送） 1, 2ヶ月を2回	実証実験3（有償運送） 1, 2ヶ月の実証実験		●本格運行 ・運行内容の検証改善
①運行車両の確保	—	リースにより3台を確保					
②路線バス方式と新十津川型DM方式による輸送（H21） 乗合タクシーの運行（H22～H23）	利用者の特定作業 実証実験輸送計画	朝1便を除く便において 運行	改善策の明確化 輸送計画の改訂	新十津川町全域において 運行	徳富・総進方面に限り運行 滝川中心部の公共施設に直接連絡		
⑦公共交通パンフレット	連携計画パンフレットの作成 利用者パンフレット	全戸配布	利用パンフレットの作成	利用者への配布	利用パンフレットの作成、 配布		
A. (2) 新上総進線の創設					新上総進線の実証運行		
A. (3) 福祉バスの運行					運行維持		●本格運行 ・運行内容の検証改善
B. (1) 生活交通路線の維持3路線の維持	適宜調整		同左		同左		
B. (2) 市町村単独路線2路線の維持	花月砂川線の全便と上総進線、総進線及びふるさと公園線の始発便の運行		花月砂川線、ふるさと公園線の全便運行		花月砂川線の全便運行と新上総進線の創設		
C. (1) 乗合タクシー待合い空間							
①待合い空間の確保	役場ロビーを開放		役場ロビー、交通事業者休憩所を開放		同左		

6. その他計画実施に関し市町村が必要と認める事項

その他、連携計画の実施に関し、市町村が必要と認める事項を整理すると以下のとおりとなる。

(1) 活性化協議会における連絡調整

前節で定めた各種事業実施については、新十津川町地域公共交通活性化協議会において連絡調整を行いつつ、実施するものとする。